

消費税および地方消費税（個人事業者）の 中間申告と納付

消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは

個人事業者の方で、平成30年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。「平成30年分の確定消費税額」とは、平成30年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後、申告または修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによることができます

1 前年実績による中間申告

平成30年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入のうえ、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

平成30年分の確定消費税額（注）	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	平成30年分の確定消費税額の12分の6の消費税額と、その63分の17の地方消費税額	令和元年9月2日（月） <small>（振替納税利用の場合の振替日） 令和元年9月27日（金）</small>
400万円超 4800万円以下	年3回	平成30年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその63分の17の地方消費税額	国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) で ご確認ください。
4800万円超	年11回	平成30年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその63分の17の地方消費税額	

（注）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます

2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成30年と著しく異なる場合などには、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。）。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできません。

- 中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、「1 前年実績による中間申告」の消費税額および地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。
- 消費税および地方消費税の中間申告には「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」がご利用いただけます。詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.mta.go.jp ▶ e-Taxで検索）をご覧ください。
- 消費税および地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

▶ 6月中間申告対象期間とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

所得税および復興特別所得税の 予定納税（第1期分）の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税（第1期分）

納付期間

令和元年7月1日～7月31日

予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和元年（2019年）分所得税および復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

予定納税の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由により、令和元年6月30日の現況による令和元年（2019年）分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和元年7月16日（火）までに、「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載のうえ、所轄税務署に提出してください。なお、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

予定納税額の納付

振替納税を利用している方

納期の最終日（令和元年7月31日（水））に、指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日まで預貯金残高をご確認ください。
なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

その他の方

納期の最終日までに金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。
注意：土日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。
納付にあたっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。また、インターネットを利用して専用のWEB画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
なお、第1期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。
▶ 納付には便利な振替納税をご利用ください

確定申告の際には、予定納税額の申告書への記載を忘れずに

確定申告の際には、申告書に予定納税額（第1期分と第2期分の合計額）を記載する必要がありますので、記載忘れにご注意ください。

問合せ先

十勝池田税務署 ☎ 015 (572) 2171